

人事・労務

令和4年4月よりキャリアアップ助成金の内容が変更になっています！

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善などの取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

以下のとおり、制度見直しに伴う内容変更を行っています。

正社員化コース・障害者正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員に転換または直接雇用した場合に助成

正社員化コースのみ

一部廃止

有期雇用労働者から無期雇用労働者への転換の助成を廃止します。

【変更前】

- ① 有期 → 正規：1人当たり 57万円
- ② 有期 → 無期：1人当たり 28万5千円 (廃止)
- ③ 無期 → 正規：1人当たり 28万5千円

【変更後】

- ① 有期 → 正規：1人当たり 57万円
- ② 無期 → 正規：1人当たり 28万5千円

拡充

人材開発支援助成金における特定の訓練の修了後に正社員化した場合の加算の対象となる訓練に「人への投資促進コース」の対象となる訓練（情報技術分野実習併用職業訓練を除く。）を追加します。

※人材開発支援助成金の対象となる訓練の詳細はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



両コース共通改正事項

(注) 令和4年10月1日以降の正社員転換に適用

正社員定義の変更

「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正社員への転換が必要となります。

現行	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者
改正後	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者 ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る

非正規雇用労働者定義の変更

「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」が適用されている非正規雇用労働者の正社員転換が必要となります。

現行	6か月以上雇用している有期または無期雇用労働者
改正後	賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者 例) 契約社員と正社員とで異なる賃金規定(基本給の多寡や昇給幅の違い)などが適用されるケース



人事・労務

「派遣を受け入れる際の注意点」

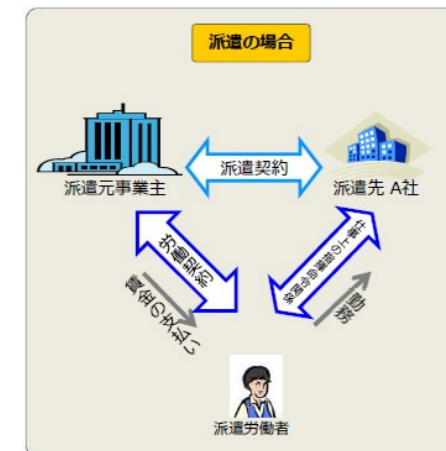
◆労働者派遣の仕組み

派遣は、労働者派遣の略称であり、派遣業を行う事業者に雇われている「労働者」が、他の会社に「派遣される」という関係です。

- 派遣する側(派遣事業者)・・・「派遣元」
- 派遣される側・・・・・・・・・・「派遣先」
- 派遣される労働者・・・・・・・・・・「派遣労働者」

派遣労働者はあくまでも「派遣元」の従業員であり、派遣元が基本的な雇用の責任を負っています。

派遣労働者に対して実際に仕事の指示を出す(指揮命令)のは派遣先になり、労働時間の把握など実際に働くにあたって必要となる管理は派遣先が行います。



◆労働者派遣の概要

派遣に特有のルールは、「労働者派遣法」という法律にまとめられています。労働者派遣法の主な目的は、①派遣元を規制すること、②派遣労働者を保護することの2点です。派遣先の規制はこの2つの目的を達成するために間接的に行われるという立て付けです。

◆派遣先(受け入れる側)でしなければならないこと

- 派遣先は、「派遣先責任者の選任」と「派遣先管理台帳の作成および保管」が義務付けられています。
- 派遣先責任者 ⇒ 自社で受け入れている派遣労働者の管理を行う者で、例えば、派遣元との連絡調整や派遣労働者からの苦情の処理といった職務を行います。
- 派遣先管理台帳 ⇒ 派遣労働者の就業実態を記載します。

◆派遣を受け入れる際の留意事項

- ① 3年ルール
派遣労働者を受け入れられる期間は原則3年間です。受け入れる派遣労働者が誰であるかにかかわらず、その事業所で最初に派遣を受け入れてから3年間しか派遣を受け入れることはできません。ただし、この期間は自社の従業員代表者の意見を聴くことで延長が可能です。また、これとは別の期間制限として、「同じ派遣労働者を同じ組織(例えば課など)に受け入れられる期間は3年まで」というルールもありますので注意が必要です。
- ② 派遣先は派遣元から派遣されてくる人を選べない
派遣はあくまでも他社(派遣元)から従業員を送ってもらうだけのサービスであり、どのような人材が送られてくるかは、サービスの提供側である派遣元次第です。そのため、派遣先は、面接など受け入れるかどうかの選考を行ってはいけません。

フクシマ社会保険労務士法人
 労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会
 〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F
 TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104
 E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

